



留寿都村

# 議会だより



(写真) 奥多摩湖 (浮き橋)・寒桜 (神流町)

～ 訪ねたマチは、極上の景観で迎えてくれました ～

平成28年第4回定例会 (一般質問).....	2～8
議員全員協議会審議状況.....	8～14
第4回定例会審議結果、第7回臨時会審議結果.....	15～19
行政視察報告.....	20～24
議会は何をやっているのか.....	25
議会日誌、編集後記.....	26

平成29年2月6日 No. **150**

# 平成28年第4回定例会

平成28年第4回定例会は、12月15日に招集され、5名の議員が一般質問を行った後、平成27年度留寿都村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定7件、条例の一部改正6件、平成28年度補正予算6件、指定管理者の指定1件、意見書3件を議了し閉会しました。

## 一般質問(要約)

第四回定例会では五名の議員が一般質問を行ないました。

### 「議員の資格審査事件について」



#### 本田広司 議員 (質問)

このたびの議員資格審査事件は、議会はもとより北海道知事を巻き込んだ極めて憂慮すべき事態となっている。その根源にあるのは地方自治法を軽視した村政執行にあると思われるので所見を伺いたい。

#### 場谷村長 (答弁)

議員の資格審査に関する事案は、本村議会において地方自治法第一二七条第一項の規定により、兼業禁止規定を定める地方自治法第九十二の二の規定に該当すると決定され、それを不服と

して道へ不服申し立てをしたところ、道からその申立てを棄却とした裁判を受けたことから、現在、札幌地方裁判所に資格決定取消請求事件として、司法の場にその最終的な判断を委ねていると承知しているところです。

その根源は、地方自治法を軽視した村政執行にあるとご指摘ですが、これは本年度の指名競争入札において生じた事務の瑕疵のことと存じますが、資格審査に関する事案とは全く別の事案であり、議員の身分等に関する事案は、議員の自己管理のもと自己責任において対処すべきものであり、住民から選ばれた公職者であれば尚更のことと考えております。

なお、村政執行についてのご指摘については、過去の反省を踏まえて二年ごとに実施する建設工事等の指名願の

更新時期を来年二月に控えております。これに併せて新たに業務委託関係の指名願も徴収することで、次年度以降の契約事務を適正に執行できるように業務委託に係る規定の整備について、現在検討しています。

また、それまでの期間の対応として、現在、指名業者には、村の規定に基づく入札の参加要件を満たしていることの宣誓書と併せて、村職員が村税等の関係書類を閲覧する承諾を得て確認を行なうといった事務の改善を図りながら、取り進めている。

#### 本田広司 議員 (質問)

失職した相手の弁護士が入札時に地方自治法第九十二条の二については、何ら村からの指摘が無かったとのこと、そういう面からして、また村長、反省が足りないのではないのでしょうか。

#### 場谷村長 (答弁)

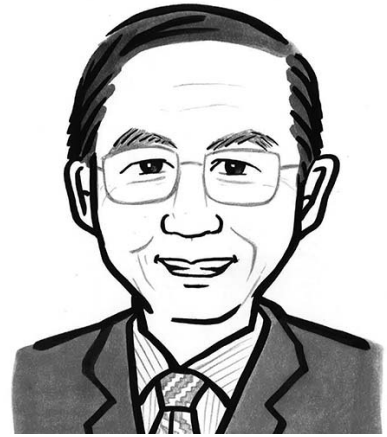
現在、係争中の案件ですので、これ以上のコメントは差し控えてさせていただきます。

### 「有害鳥獣駆除について」

#### 本田広司 議員 (質問)

増加するクマ、シカの被害防止に対して、平成二十九年度はどのように対

策を考えているのか。



### 場谷村長（答弁）

シカ等の有害鳥獣被害の防止対策については、現在、北海道猟友会倶知安支部留寿都支部に業務委託し、銃器による駆除を行っており、今年度十月末現在の駆除数は、シカ四十一頭となっておりますが、本村におけるシカ等による農業被害は増加傾向にあり深刻な問題と考えております。また、今年四月に退任した地域おこし協力隊員の後任の募集を行ったところですが、残念ながら応募はありませんでしたので、更に報酬等の雇用条件の見直しを行うこととして再募集をしたいと考えています。さらに、留寿都村鳥獣被害防止対策協議会運営補助事業補助金による電牧に係る補助を引き続き行うとともに電牧以外の駆除に係る経費に対する補助も見直すこと等、猟友会と連携を密にして、その駆除に努めてまいります。

### 本田広司議員（質問）

村の職員の中にはライフルを所持した職員もおる訳です。その配置をお願いしましたが、その回答がありません。

### 場谷村長（答弁）

定数条例の中で限られた職員の中で様々な事務を行っておりますので、全体の中で調整を図っていかねければならないこともあり、さらにそれ以外の手立ても考えて、総合的に検討してまいります。

### 本田広司議員（質問）

猟友会留寿都支部に業務委託しているとのことですが、その内容については、とても日中、有害駆除できるように委託料ではないと聞いています。

### 場谷村長（答弁）

昨年度から、前年度より倍額の支援をしましたが、農業被害を見るとさらに厚い手立てをしていかなければと考えています。

### 「議会心とくちメモ」一般質問①

「一般質問」は、大所高所からの政策を建設的に論議すべきであることから、ただ単に執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけに留まるものではありません。執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果として現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

- ① 単なる事務的な見解を質すにすぎないもの。
  - ② 制度の内容の説明を求めもの。
  - ③ 議案審議の段階で質せるもの。
  - ④ 単に事業成果の数値等を聞く。
- などは、一般質問としては適当でないことから認められない場合があります。

### 「農業担い手育成政策について」



### 秦 正樹議員（質問）

留寿都村の農業は、後志管内でも経営規模や個別農業所得においてもトップクラスの農業経営を実践しており、

今後も村の産業の中枢を担う産業です。こうした状況の中、後継者がいない、花嫁がいらない、高齢化などの理由で離農され、それぞれの地域差があります。農地が補完されない状況が表れはじめています。農業分野に対して、村独自の担い手支援政策が必要と考えます。また、新規就農を志す若者の受け皿を作るなどの新たな農業人を育てる制度設計が急がれます。

国の政策支援でも就農研修支援として、青年就農給付金、準備型二年、それから経営開始型三年などがあり、後志管内でも六町村で新規就農研修受入が実施されています。

一 留寿都村として新規就農研修を考えているのか。  
二 新規就農に対する経営支援は考えているのか。

## 場合谷村長（答弁）

本村の基幹産業をなす農業の高い生産性は、永年にわたる農業者と関係機関との協働による土壌づくりにより、村としても、これに支援するための独自事業を進めてきたところです。しかしながら、農業者の高齢化、後継者がいないこと等、農家戸数の減少により、地域によっては、一部農業生産基盤である農地を維持することができなくなる状況も近い将来考えられるところです。

新規就農研修を考えているかとのことですが、本村は平成二十五年度に「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を策定しており、その中で地域で中心となる経営体と高齢化や後継者がいないことなどによる農地を開放す可能性のある経営体とに位置付けして、プランを策定しております。今後、新規就農研修の実施に向け、受入農業者への村としての支援対策や農地所有者が手放そうとする農地を農業研修の場として提供できるような環境づくりなど、関係機関等と連携し検討したい。

新規就農に対する経営支援については、本村の農業は大規模であるこ

とから、新規就農に係る初期投資に多額の費用を要することが想定されます。村独自事業としての支援財源に限りがあることから、まずは新規就農を計画している方々に対して、国等が実施している就農を総合的に支援する青年就農給付金の活用等が図られるよう情報提供していきたい。

また、新規就農に係る村独自の対応については、現金給付以外の支援も含めて、先進地の事例を参考にするなど、村、普及センター及び農協で組織する「留寿都村担い手推進協議会」の中で本村に合った支援策を協議し検討してまいりたい。

## 秦 正樹議員（質問）

私は道の認定で指導農業士をしておりますが、二年前の平成二十六年に旧産業課のときに留寿都村農業担い手育成協議会が二回ほど開催されております。担当課長が変わった経緯もありますが、二十七年、二十八年度においても未だ開催されていません。村長の思惑と担当課の思惑がちよつと薄いのではないかというきらいがありますが、どう思われているのか。

## 場合谷村長（答弁）

これから農業は大変重要な時期に差し掛かっていますし、農業も観光も留寿都の二大産業であります。農協から

既に要望ありました大根集出荷予冷施設の大規模改修の支援も財源の許す限り対応していきたいと考えています。

（通告外の質疑応答があつたため、議長の権限で一部削除した。）

## 「公約（留寿都く夢十策）の総括について」



## 岩田信雄議員（質問）

村長の一期目の任期も残りわずかとなりましたが、就任の際、「夢十策」として、公約を十項目ほど掲げていました。その公約に夢と希望を抱き、新しい村づくりへの実現に期待した住民も多かったと思います。一期目の総括として、公約の達成状況についてご説明願います。

## 場合谷村長（答弁）

私は、留寿都く夢十策を公約に掲げ、多くの皆様からの信任を受けまして、留寿都において活動の場を得られたことを大変光榮に思っています。就任し

て自分の使命として急がなければならぬと強く思ったことが二つありました。一つは就任早々、人口が千九百人を切ってしまい、大変なショックを受けました。人口減少が加速しつつあり、このままでは村がなくなってしまうのではないかと大変な危惧を抱いたわけで、何としてもこれを食い止めるければならないことでした。

もう一つは、村有施設が老朽化して多額の財源を伴う施設の更新時期が重なり、人口対策と老朽化施設の更新を最重要課題として取り組んだ次第です。この取組は、十策に掲げた『定住対策』と『福祉の充実、子育て環境の確立』の政策と軌を一にするものです。施設の整備にあたっては、次代を担う方々に過度な負担をかけないよう健全財政運営を大前提としなければなりません。お陰様で更新が急がれる子どもセンター、学校給食センター、水道膜ろ過浄水場の整備等、財源の裏付けを伴う整備ができました。また、村営住宅をはじめ、民設民営住宅の十八戸の整備、ルスツリゾートの三十四戸の住宅を誘致できました。来年度以降、増築が計画

されており人口減少の加速化を食い止める見通しができたとおっしゃいます。それから、『起業家支援などによる雇用の創出』という項目もありましたが、これは辻野ポークが村の持ち出しゼロで、総額八億円で国庫補助金約三億七千万円をいただいて事業を進めています。今後、一層の雇用増になると期待していますが、商品開発等の起業家への支援制度の確立が必要と考えているところであり、この辺はこれから進めなければなりません。また、施設整備で一番労力を要したのが、裏付けとなる財源であり、子どもセンターの補助金の確保には大変苦労しました。結果として二億五千五百万円程度の補助金を得ましたが、自主財源の開拓を痛感した次第であり、二年半前に取り組んだふるさと納税制度が初年度九百万円、昨年度一億二千万円、今年度、今、一億三千万円になり、去年を上回る状態です。この財源を計画的に活用して、赤ちゃんからお年寄りまでの保健・医療・福祉の充実に努め、教育や人づくりに活用していくことが可能となりました。このように裏付けとなる財源確保や自主財源の開拓となるふるさと納税の取組は、多くの場合、トップが担うべき仕事とおっしゃっており、夢十策の『トップリード・トップセールス』に通じるものと考えております。

次に、『地域担当制度の確立』や『行政改革等』についてですが、災害時の危機管理も視野に入れて、職員を地域

担当として配置したところであり、また、職員研修の奨励、定期人事異動を進め、職員の意識改革や能力開発に努めています。さらに長期的な視点で継続して取り組む政策課題と認識しています。さらに、留寿都の地域資源となる『童謡赤い靴』、この縁を共有する横浜市とのパートナーシップを掲げていますが、同じ縁を持つ港区への働きかけも含め現在進めています。これは、都心部等に留寿都を売り込むことを意図したものであり、一層強く粘り強く取り組んでいかなければならないと考えています。なお、その手立ての一つとして、ロート製菓とパートナーシップ協定を締結していますが、ロート製菓からは、都心部への売り込みとなるイベント等について提案をいただいています。

『農業と観光産業との協働強化』については、本村の持続的発展のため、今後、重点的に取り組んでいかなければならない政策課題と考えておりますが、ふるさと納税の顕著な実績が持続することによって留寿都の農産品のブランドが高まること、それから商品開発等を誘発することにつながると考えています。それから、『地域主権の地域からの発信』ですが、道路運送法の改正は、成立を見ましたが意図する目的達成には至っておりません。今後、様々な視点で地域要望を提案していく必要があると考えています。中山峠のトンネル化もそうですが、人づくり

については、教育の充実を図るなど、施策を進めておりますが、農業後継者対策も含めて一層の取り組みが必要であると考えています。

このように多くの施策を手掛けてまいりましたけれども、その評価は村民の皆さんが判断するものと考えております。残された期間にその実現の一步でも近づけるように全力投球したい。

### 岩田信雄 議員（質問）

観光産業と一体となった取り組みのために、定期的に開催するとしていたルスツリゾートとの意見交換会はどうなったのか。また、外国人観光客との意見交換会の構想などについても聞いていません。

地域担当職員制度は、地域ニーズの把握など制度本来の目的を達成できているのか。

福祉充実・子育て環境の確立として、交通弱者に対する交通手段の確保に向けた取り組みはどうなっているのか。

このことは九月定例会で質問しましたが、その後、具体的にどのように検討したのか。担当課での検討、可能性調査、担当課と村長との検討協議、その他の方々の協議や意見聴取など、どのくらいやってきたのか。例えば実施している他町村の状況などの聞き取り調査などはしたのか。また、一般質問の答弁でライドシェアについて説明していたが、その後、検討協議はしているのか。情報収集をしようとしたのでしようか。しっかりと運行管理主体でないから社会福祉協議会はなり得ないとのことであったが、村が運行管理主体になることはできるとの説明であったが、その検討はしているのか。

### 場合村長（答弁）

農業と観光産業等の協働強化については、実績はございません。これから取り組んでいかなければならない大きな課題であると思います。リゾートとの意見交換会は、先月、持つことができ、いろいろな政策課題について意見交換しました。

外国人とのふれあいは、まだ実現に至っていないところです。子どもたちがスキーを楽しむ機会に外国から来る観光客との出会いも多くなるのではなにかと期待をしておりますが、今後力を入れていかなければならない施策の一つと考えています。

地域担当制については、まだ地域との太いパイプというところまでは至っていません。まだまだ努力していかなければならないと思っています。

交通手段については、道路運送法の特区改正法が成立しましたが、使い勝手の悪い法律で全国どこの市町村も手を挙げていません。現在、試験的にやっている中頓別町もうまくいっていません。まだまだこれから考えてい

かなければならない案件だと思つて  
います。

ライドシェアもなかなかハードルが  
高く、今後も考えていかなければなら  
ないですが、村が運行管理主体となる  
ことは考えていません。

### 岩田信雄 議員 (質問)

地域担当職員制度で役場職員が積極  
的に地域に入り込んだ事例、地域ニー  
ズの把握により新たな施策に結び付  
けた事例を教えてください。

福祉充実に対しても、ただ困難だと  
いうだけで検討を終えていたら、あま  
りにも無責任ではないでしょうか。次  
善策の検討を進めなければ、ただの言  
いっぱなしに終わるのではないでしょ  
うか

### 場谷村長 (答弁)

地域担当制については、災害時に備  
えて現地把握してもらうために進めた  
ところは、配置によつて解決していま  
すが、ニーズを把握して施策に反映さ  
せたということについては、やったも  
の、やらないものがありますが、ある  
程度の機能はしていたと思つていま  
す。福祉の充実についても、できたもの  
できないもの、いろいろあります。任  
期中にできるものはやっていきたい。  
一歩でも実現に向けて進めていき

### 岩田信雄 議員 (質問)

公約の総括を住民に示す必要があ  
るのではないのでしょうか。二期目の進  
退もお聞きしたい。

### 場谷村長 (答弁)

公約については、村長日記等いろい  
ろな場面で情報提供しておりますが、  
総括としては、ひつぎおぼ棺蓋つて事定まる

## 「奨学給付金制度の創設について」



### 浪越和一 議員 (質問)

少子・高齢化は留寿都村でも避けて  
通れない課題であると思えます。現在  
の人口の動きに目を向けるとき、村長  
が就任した四年前の三月には、一九二  
四人であったのが減少し、本年の十一  
月末には、一八六八人で、減少して

あつて、最後の最後まで一生懸命頑張  
るだけです。後の評価は住民がするべ  
きものと考えています。

進退については、次の選挙戦に立候  
補して、住民の信を得て、それを実現  
に向けて全力で取り組む決意です。

いつております。減少が多少穏やかな  
のは外国人の転入のお陰だと解釈し  
ています。

人口を減らさないことが村長の公  
約でしたが、高校生以上の子育て家庭  
に対する支援策が皆無であつたこと  
で、人口の流出につながつたと思ひ  
て強くしています。留寿都村を維持し  
ていくためには人口を減らさないこ  
とが大切であり、そのためには、子育  
て家庭が留寿都村に移住・定住する支  
援策として、返還の必要のない奨学給  
付金制度の創設を提案します。留寿都  
村民である高等学校、中等教育学校、  
特別支援学校、高等専門学校、大学に  
在学する方に、奨学資金を給付する制  
度の創設です。この資金の財源として、  
ふるさと納税寄附金を活用するべき

### 場谷村長 (答弁)

人口については、増やすというより  
も減り具合というか、加速度化が止  
まつてきているというのが実感です。

ふるさと納税を活用した給付型の奨  
学金制度を創設してはどうかというこ  
とですが、本年十月、村内の団体から  
給付金制度を是非創設してほしいとい  
う要望を受けているところとして、既  
に創設について教育委員会と協議して、  
準備を進めています。

国においても給付型奨学金制度の二  
〇一八年からの本格的導入を目指して  
検討されているので、その推移を見極  
め、整合性を図つていかなければと考  
えています。

### 浪越和一 議員 (質問)

私の概算ですが、月額五千円程度で  
留寿都の子どもたち全員が大学まで  
行つたとしても六百万円程度のもので、  
財源があれば給付できるのではない

と考えております。是非、明年度からふるさと寄附金を使って、大学生まで給付していただきたい。ふるさと寄附金は十分すぎるだけあります。是非、明年四月学校に入る方から、そして、在学中の方を給付金の対象として、何よりも子どもたちが安心して夢を追える環境を整えていただきたい。

### 場谷村長 (答弁)

今、考えているのは無償給付で、一刻も早く対応するべき検討をしておりますが、国との整合性を図る関係上、新年度からすぐということは、条例改正も必要ですし、他町村の情報や内部の調整等も考えなければならぬので、困難かと思っておりますが、できるだけ早く実現できるように努力したい。

### 浪越和一 議員 (質問)

私は、ふるさと納税を活用してはどうかと質問しています。国は別としても他町村との整合性は考える必要はないと思います。留寿都はたくさん皆さんの協力でたくさんの方の寄附金が集まっておりますけれども、集まっておりますところに合わせて、留寿都にすると大学まで苦勞させないというようにやっていただきたい。

### 場谷村長 (答弁)

国では負担の割合に沿った対応をしていますが、国に上乗せするのか検討しなければなりません。国が決まらない限り村が先行してというのは、厳しいかと考えています。積極的にやっていきたいし、ふるさと基金を活用した計画的な制度として見つけていきたい。

### 浪越和一 議員 (質問)

しつこいようですが、留寿都の住民が夢を追うための制度を作って欲しいと言っているわけです。子育てするのにこんないい環境はないから留寿都へ引っ越したいと思うような給付金を子どもたちのために支給すべきで国の動きをあまり気にせず、是非、留寿都独自のものをやっていただきたい。

### 場谷村長 (答弁)

制度として煮詰めるためには、他の世代との整合性も考えなければなりません。低所得者、ひとり親世帯であつても、母子世帯か、父子世帯か、全部見定めて検討しなければなりません。

### 浪越和一 議員 (質問)

私は母子世帯、父子世帯、ひとり親世帯に関係なく一律給付すべきであると質問しています。子どもたちのこと

を第一に考えて制度を創設していただきたい。

### 場谷村長 (答弁)

向かう方法は一緒なのですが見解に若干違いがある気がします。例えば一千万円以上も所得のある世帯まで手立てをすべきかなど様々な議論を含めて検討させていただきたい。



### 「課統合のメリットについて」

〈議会・ひとくちメモ：一般質問②〉  
平成二十八年三月の第一回定例会から一般質問において、一つの事項について納得のいくまで質問、答弁を繰り返す「一問一答方式」を試験導入しました。併せて、質問回数についても、これまでは「同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない」としてきましたが、これからは制限を設けないことにしました。政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとつて、一般質問は最も華やかで意義のある発言の場です。

平成二十七年十二月定例会で課設置条例の改正に伴う懸念について質問させていただきました。その中で村長は、「統合することで人員削減はしない」、「職員間の業務の融通による効率化が図られる」、「機動力の強化といったスケールメリットにつながる」と答弁し、農林建設課の設置を敢行しましたが、今年三月から水道係長が病氣休暇、休職、ついに九月十四日付で退職したと聞きました。水道係長が不在の間は、職員を補充することもなく、退職後に

においても課長に兼務させ、十一月に漸く係員を配置したとのこと。病気休暇は復職時期が決まっている産休とは違い、復帰時期が特定できないのに、その間、対策も講じなかったことは組織管理上の怠慢ではないでしょうか。もし休職が続いていたら、残された職員の仕事が負担が続いていたのではないかと思えます。また、課の統合について、「効率化を図られる」、「スケールメリットにつながる」とのことでしたが、外の作業については、課統合前からもとと連携していたと聞いているし、私もそのような現場を何度も確認しています。しかも現実には、旧建設課の建設係と水道系の業務、旧産業課の産業系の業務を縦割りで対応していると聞きました。このような状況における効率化とスケールメリットは何でしょうか。あらためてご説明願います。

### 場谷村長（答弁）

私は組織のあり方として、時代のニーズに対応して、常に再編整備していくものと基本的に考えています。統合前の二つの課は通常の事務のほかに災害等の発生の際には、どこよりも迅速な現場対応を求められている部署であり、過去の現場出動に際して、住民対応が不十分な面があった反省から、課を統合することで職員間の業務の融通等による効率化やスケールメリットを活かすことを主な目的として機構改

革を実施してきたところです。お陰様で現場対応が十分でないといった苦情がほとんどなくなった認識をしています。しかしながら、農林建設課のスタート時に課の中心的役割が期待された職員の体調不良で欠員が生ずるなど、当初の想定のとおりでない状況に陥つてしまっている。業務間の連携強化の対策を十分取れないことも、縦割りの業務対応では効率化やスケールメリットが発揮できないところのご指摘の要因の一つと考えています。ご指摘も踏まえ、農林建設課の機能が十分発揮できるように必要な人員配置をはじめ、中核となる職員の育成や内部の連携の在り方などを検証しながら、体制の強化に努める考えです。

（通告外の質疑応答があったため、議長の権限で一部削除した。）

### 坂庭 進議員（質問）

農業者からは国等の農業補助事業の情報提供や対応が遅いとの声が聞かれています。これに迅速に対応しなければなりません。そういう職員体制にはなっていないのではないかと。このことは当初から懸念されていましたが、個人の能力だけでなく、組織体制でカバーする必要があるのではないかと。

### 場谷村長（答弁）

留寿都村が他の町村より若干遅いという点に対しては深く反省して、今後の運用の中で十分検討させていただきたい。

（以後のやりとりで通告外の質疑応答があったため、議長の権限で削除した。）

### 〈議会・ひとくちメモ〉：一般質問③

「一般質問」は、議題とは関係なく行財政全般にわたる議員主導による政治論議です。から、質問する議員も受ける執行機関もともに十分な準備が必要です。十分な準備ができないと議員にとっても不満足な答弁しか得られないという問題が生じ、充実した能率的な議会運営ができなくなるためです。そのため、他の発言と違って通告制が採用されています。また、「再質問」は、答弁漏れや答弁に関連して疑義が生じた場合に認められます。全く新しい問題について質問することは許されないものです。

## 議員全員協議会 （十一月十八日）

### 主な協議内容（質疑応答）

「（仮称）大滝風力発電事業について」

### （長尾副村長）

十月十三日の議員全員協議会で説明したが、その中で景観への影響や低周波による健康被害について意見があったため、実施主体であるインベンナージャパンと関連業務を受託する日本気象協会に説明を依頼した。

### （玉手議員）

騒音や低周波音について集落に対するガイドラインを設けた中での基準を示していたが、この地区には2km圏内の畑やスキー場で働く方が夏冬通している。今後、調査やガイドラインを示す考えはあるか。

### （日本気象協会）

環境省の資料で、風車から一三四mと近いところの結果も含めて説明したが、超低周波音は全く人が感じるレベルではないとの見解があり、風車は牧場や畑に多く、これまでに健康を害した報告はないことから問題は無いと考えているが、最終的な予測段階では



心配される地点での情報を示す考えである。

(玉手議員)

予測値は三〇〇〇kWの風車で算出したもので、本計画は三四〇〇kWと大きいですが、予測値の範囲と考えてよいか。

(日本気象協会)

国内にはまだないが、国外にある三四〇〇kWのデータを入手して算出した予測値である。

(秦議員)

四km圏内に養豚業を営む業者が施設を建設中だが、低周波と豚との因果関係を調べて結果を示してほしい。

(浪越議員)

全二十四基の計画で留寿都村に十四基で残りは大滝とのことだが、理由は何か。環境調査や住民説明など、いっそ全部を本村に設置してくれた方が対応しやすい。

(インベナジージャパン)

北電から出力変動を一定にするため蓄電池の要求があるが、コストダウンのため基数を減らし二十四基とした。建てる位置は稜線がベストであり、この地域の形状から配置した結果、留寿都村が十四基となった。

(松井議長)

理事者側としてどのように捉えているかお答えください。

(場合村長)

まだスタートしたばかり。これから皆さんの意見を十分聞いて慎重に対応していきたい。

**「地方自治法第九十二条の二の規定に該当するとした決定に係る審査の申立て」についての裁決書について**

(武田事務局長)

この件については、昨年十二月定例会に「資格決定要求書」が出されてから、約十ヶ月にわたり審査してきたものであり、議会のみならず、各職員におかれましても関心のある、また、立场上、住民の皆様から問われることもあろうかと思われましますので、経緯を含めて共通理解をしていただいたために説明する機会とさせていただきます。

「裁決書」の結論ですが、「本件審査の申立てを棄却する」ということであり、留寿都村議会が決定したことに対して、Y氏が不服として審査の申立てをしたことについて、北海道が却下したということです。

新聞報道では、十一月十六日付で原処分を取り消しを求める訴訟を札幌地裁に起こしたとのこと。このような知事裁決が下されたにもかかわらず、

出訴したことについては理解に苦しむところですが、新たな争議がはじまることになりまますので現時点までの状況については、ご理解をいただき、今後については、予断を持たずに注視願います。

(松井議長)

なぜこんなことが裁判にならなければならぬのか。法を遵守したものが裁かれて、法を破つたものが法の保護を受けるのか。憤りを感じている。

(浪越議員)

村長はじめ職員に聞いていただきました。審査申立書の中で、「これまでアーキテクチャーと留寿都村で入札に係る請負契約を締結した際、留寿都村から特段、地方自治法第九十二条の規定に抵触する旨の指摘もないことに鑑みても、留寿都村がアーキテクチャーとの契約締結により議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いとの認識を全く有していなかったことを裏付けるものである。」と書いている。こういう人間がいるということ。を常日頃、頭に置いて仕事をしていただきたい。

(藤田議員)

執行側にも落ち度があったことは認めざるを得ない。

(松井議長)

最近の行政は、初歩的な法律を理解していないと思う。法的教養がない。

(場合村長)

この件については、プレスから追い回されています。常に推移を見るしかないのです。そのような対応しかしていません。価値観をあちらに置くとか、こちらに置くという対応はしていません。

勉強不足ということについては、一丸になって努力していかなければならないと思っています。

**「ふれあい公園内立木に係る盗伐の疑いのある伐採について」**

\*本年七月にふれあい公園内立木二十本の伐採を確認したもので、被害届提出準備中との報告。

(浪越議員)

盗伐というのが隣接所有者に伐採したか聞いたのか。そこを伐つたときに業者が境界を間違つて伐つたかもしれない。盗む奴なんていないと思う。

(浦城企画観光課参事)

伐採については確認しています。

(本田副議長)

伐るときに立ち会いの連絡をいただくよう言わなければならなかったので

は。

(浦城企画観光課参事)

捜査権は、今後警察にお任せするしかないと思う。

(浪越議員)

山林所有者に聞けば誰が伐つたのかはつきりする。間違いとなれば木代をもらうか、もう一度植えさせるかでない。

(浦城企画観光課参事)

少なくとも被害に遭ったことは間違いないので被害届として処理させていただきます。

(場谷村長)

プレスや警察が以前から情報を得ており、村が尻を叩かれて動かされていくといった実態です。

(藤田議員)

被害額を業者が払ったらそれでいいのではないか。わざわざ話を大きくしなくても。

(場谷村長)

新聞報道も待つてもらっていただけもあり、手続きを執らない訳にはいかない。

(本田副議長)

山林所有者は今も知らないのか。

(坂庭議員)

警察が動くわけだが、村としてはちゃんと情報提供すべきだと思う。

(浪越議員)

山林所有者には伝えておくべき。最初に疑われるから。聞き取りされてびつくりするかもしれない。

(岩田議員)

村が警察に頼む前に警察が分かっているという事は、誰かが警察に村の山林を伐つたのではないかと調べている。

(浦城企画観光課参事)

村としては確実にある被害を届けるのが優先と思っています。

(長尾副村長)

村が先に気付いていれば方法があったと思うが、周りに対応を促されたことなので、警察に相談の結果、本数、金額的にとるに足らないと言われる可能性もありますが、投書された方もいるとしたら、村の動向を注視していると思われるので村はその辺を踏まえた対応をしていかなければならない。

(場谷村長)

今までの状況から被害届は出します。警察がどうするかはわからない。届け出をしないとプレスや住民が騒ぐと思います。

### 「加森観光(株)の開発計画について」

(長尾副村長)

北町公営住宅跡地については、本年度社員寮を三十四戸建設、来年度は隣の土地に社員寮とドラッグストアを誘致したい考えとのこと。社員寮は本年度と同様のものか、RC造で一階に商業施設、二階から上を社員寮とするか検討中。商業施設を誘致する場合、駐車スペースが不足するので、現在、他業者に貸与している土地の活用希望があります。土地の売却は、定住人口の確保等の視点から応じる方針で進めたい。

ゴンドラの中継駅舎下に外資系高級ホテルのリッツカールトンの誘致計画があり、村道に隣接する村有地の売却の要望もあり、村としては応える方向で検討したい。開発行為等の関係から、条件が整った場合で平成二十九年度に設計開始、平成三十一年度着工の考えです。このほか、来年度リゾートホテル最上部駐車場に大浴場を整備する計画があります。

商業施設は、具体化する中で既存事業者との協議を要するとの考えです。

(坂庭議員)

この土地は産業まつりの駐車場として使用していたが、今年半分しか使えなかった。これに代わるものを考えしてほしい。

(藤田議員)

留寿都の企業が欲しいというなら、留寿都の企業を優先すべき。借りている業者がいいというならいいが、住民を優先してほしい。

(岩田議員)

当初、寮と社宅という話だったが、社宅の話は消えたのか。

(場谷村長)

固まった案ではなく、立体化した場合には寮も社宅も混ぜたもの話もあり、まだわからない。いずれは社宅も作りたいとのことだが、場所も何処かも言っていないかった。

## 議員全員協議会 (十一月二十四日)

主な協議内容(質疑応答)

### 「ふるさと納税事務の委託について」

\*本件は、九月十二日に実施された定例監査における監査結果を受けて、あらためて説明するとしたもの。

定例監査の指摘事項(概要)は、「ふるさと納税業務委託の業者選定にあたり、プロポーザル等を実施しな

いでこれを判断したことは、随意契約及びその経緯に関する透明性を確保する見地からは疑問が残る。

受注可能業者の選定がいつ、どのような方法で行われ、どのように公文書として残されているのか。

契約事務の準備事務として行われるべきものを契約起工に併せて実施しては、その設定した比較項目も、相手方を特定して設定したものでないかとの疑念が持たれても仕方ない。

前担当課長が当該予算の編成に関与していることは誰もが承知するところなので、透明性を高める措置は不可欠であった。

本業務については、五月三十一日の議員全員協議会でも協議された経過もあるため、本業務委託に至る経緯の妥当性について十分精査し事務の点検を行ったうえで、その結果を議会に報告し、その結果に沿った責任を明確にすべき。」とのことであった。

### （村長から平成二十八年度のふるさと納税事務の委託について説明）

業者の選定に際しては、村が必要とする一括発注に対応できる相手方が特定されることを根拠として、地方自治法施行令第一六七条の二第二項第二号「その性質が競争入札に適さないもの」とするときの規定を適用して、一者随意契約としたものです。一者随意契約に際して、プロポーザル等を実施すべきではなかったかという指摘について

は、法令上の捉え方として、プロポーザル等の実施が必須条件とされていないと解釈されています。しかしながら、透明性を確保する見地から、これを積極的に実施することが望ましいことは、ご指摘のとおりと受け止めています。

平成二十九年度以降の委託に際しては、透明性の確保を基本にプロポーザル等の手順を踏んだ契約の事務になるよう改善を図る所存です。

業者の選定に関して、相手方を特定した比較項目の設定との疑念を持たれるのではないかと指摘については、必要な事項を比較項目として設定し業者の選定を行ったものですが、平成二十九年度にあっても透明性のある業者の選定を行うこととしております。

前担当課長の起業に際しても、法令上の面からは、営利企業等従事許可を与えることに問題はないものと考えておりますが、関係法令等に違反しないことは必要最小限の条件であり、行政事務のあり方から、疑義を生じないよう信頼性の高い事務執行が求められるもので、必要な手順を丁寧にとつていく事務の改善に努める考えです。

（総務課長から資料に基づいて、平成二十九年度のふるさと納税の委託に係る事務の内容、進め方を説明）

### （藤田議員）

現在やっている人を特定されるような内容で、こんな厚いもの（資料）を

急に言われて、すぐ議決というのは少し乱暴ではないか。もう少し早く出してもらって、勉強する時間がなかったらダメだ。新しい事業のようなものだから、慎重にならざるを得ないと思う。

### （長尾副村長）

平成二十九年度に向けたふるさと納税の事務をプロポーザル方式で実施していくという、その内容については担当課でずいぶん時間をかけて調整をしてきたものです。時間的には業者が決まってきたから三ヶ月位準備の期間を要するという事務ですので、今回提案させていた、いただいた次第です。

補正を組ませていただくのは、募集して、業者を決定して、実施を担保していくという債務負担行為として設定させていた、いただきたいということです。

### （藤田議員）

監査委員で指摘したのは、今年の事務についてで、他の議員の意見が出ていないけれどもいいのか。

### （松井議長）

この問題はどうか当初から村内で批判が多かった。

### （長尾副村長）

村政懇談会でも出されています。返礼品として取り扱われている品物の選定などについて、事業者と生産者、公社も含めてコミュニケーションが十分

でないところもあると考えております。

### （坂庭議員）

総務課長が苦勞してやっていた。それは理解できるが、退職してあつという間にこの業務にあたつたというところに村内での疑問というか、批判があるのかと、その検討がないまま、平成二十九年度の提案をされているけれども、モヤモヤした中でこれをとらえている。

### （場合村長）

村政懇談会では、只今のような質問も受けました。議会に報告することになっており、ベストではなかったが悪くはなかった。法的には一応了承されたものですが、やはり公明性とかはベストではなかった。それで、新たなプロポーザルの方法について検討していきたいと答えました。

### （玉手議員）

春の議員全員協議会の説明で、前総務課長の退職前に会社が設立されていると聞いて、総務課長がこの予算付けをしていると、そして、その会社と随意契約をされたということに対して、村民からも変じやないかと言われています。似たような業務にあつているところへの見積もりや企画書は一切取らなかつたということも大きな問題だった。ですから、透明性を持って進めるべきではなかったかというのが大

きな要因の一つだったと考えます。

**(岩田議員)**

このプロポーザル実施要綱というのは監査委員が指摘してから作成はじめたのですか。

**(横路総務課長)**

今年はプロポーザルで進める考えでありました。準備はしていましたが具体的なものはまだつくられていませんでした。監査委員の指摘も受けて、それらを網羅もろした中で、また新たな考えでこの形を作り上げた状況です。

**(岩田議員)**

こんな時間ギリギリまで何ヶ月も延ばして、もう少し早く報告をしてほしいです。

**(横路総務課長)**

ここまで遅くなったことは大変申し訳なく思っております。より多くの参加者が入れる要綱にするにはどうしたら良いかという検討をしているうちに時間を要してしまいました。

**(浪越議員)**

参加者の資格要件の中で、「北海道において地方公共団体が行う同種の業務を遂行している者であること」というのがあります。これでは、他の会社の職員として働いていた過去の実績をもってプロポーザルに参加する道を閉

ざしているのです。新たに企業を興すことができないのです。村長は、新たな事業を起こす者に、補助金を出して進めていきたいとしています。こういった方が新たにふるさと留寿都のために働きたいと思っても、いつまでたっても、これに参加することができないですね。こういう点について配慮すべきだと思いますが、どういう考えでいますか。

**(場谷村長)**

ある程度の実績とか信頼関係がある方を想定してこのような規定にしました。排除したということではなくて、現在、実績のある、信頼関係を築かれそうな方を対象にしようという考え方でおります。

**(浪越議員)**

排除する考えではないといっていますが、この要綱では完璧に排除しているのです。新たに仕事をやりたいと銀行から借りたら、その利息を補助しますというのが村長の政策でしょう。その政策に合わないプロポーザルをやることに対して、私はおかしいということなのです。

**(場谷村長)**

一般論の話は理解できました。ふるさと納税は寄附金で公金を扱うことですから、相当、厳正した信頼関係等々想定していなければならぬと、規定

は設けたつもりです。

**(浪越議員)**

プロポーザルをやる以上はもつと門戸もんこを広げるべきだと思います。村内に住所置いて、住民が参加したいというものを最初から排除する要綱にはどうも賛成できないですね。

**(場谷村長)**

全国的にあるいは全道的にふるさと納税を扱う事業所はあります。その中で、ふるさとチョイスの村のホームページの連携、寄附者の調定データの作成、特定申請者の受付通知、寄附金の収納処理など、そういう村に残る分をやってくれる事業者はなかなかない。ただ、そういうノウハウのある事業者が、そういう事務に入ってきていますので、プロポーザルに入ってくるだろうと思います。公金を扱う以上はある程度の条件は設定しておかなければならないと思っております。今の時点では今やっている事業者でより自治体に深入りした事務までできる業者を対象としています。

**(藤田議員)**

自治体が新しくやるもので、実績というものをどういう見方をするかで、業務の経験があることも、実績と見るのか、会社として成り立っていくものでなければ見ないのか、そういうこともあると思う。議長、村長、これは十

一時からの臨時会には無理だ。

**(横路総務課長)**

やはり信頼のおける業者ということで、指名型のプロポーザルをさせていただきたい。それなりのノウハウをもって、ウェブサイト等の管理もできているところで、実施すべきで、この近隣の町村等でも実績のある業者に選定してプロポーザル方式の選定を実施していきたい。

**(藤田議員)**

やりたいと思っても指名が来ない限りはやれない。企業興おこして、人口増やしていくと言ってきたのなら、そのような方式でやらなかったら人口増えない。もっと早めに協議して、みんなが納得した時点でやるのが望ましいのではないかと思う。

**(横路総務課長)**

仕様書を見ていただくとお分かりかと思いますが相当量の事務があります。やはり信頼のおける経験のあるということが重要になってまいります。事務手続も返納品も間違いがあつては、信頼が損なわれて寄附金も少なくなりますので、信頼のおける指名型で実施したいと考えております。

**(長尾副村長)**

多額の寄附金を集めている市町村の例を見ると委託しているところもあり

ますが、直営で職員がやっているところもあります。その代り職員が四〜五人張り付かないとやれないと聞いています。平常の事務と兼ね合わせて、昼夜問わず特に休みの日にインターネットでということ、担当職員を配置してやっていくのは限界があるということです。業務委託を検討してきた経過があります。やりながら改善すべきところも、改善していかねばならないと思います。浪越議員が仰った地元で起業する人たち、企業の育成というのは考えていかなければならないことですので、その視点は踏まえていきたいと思っています。

(藤田議員)

相当な事務量が発生するのは分かる。何も知らない人から言われられないように、特殊な仕事なのだからきちんと明文化しないとダメだ。

(場合村長)

ご指摘のとおり。しっかりした体制を組んで、説明も丁寧にやっています。いいと思っております。なお改善すべきことは改善していきたいと思えます。

(藤田議員)

議員も聞かれた人に説明できなければいけない。そのためには時間が少ない。

(浪越議員)

いろいろな意見があったと思います。指名型のプロポーザルは危険だというのが分かったでしょう。村長の好きな人選んだといわれるのです。プロポーザルというのは門戸を広げるべきです。書類選考して面接して大変ですけれど、大変なことをやるのが仕事です。今からじゃ間に合わないといつても、では何故、今頃こんなを出したのかと言われて終わりです。指名型というのは非常に危険があると思います。

(場合村長)

ご相談ですが、今回は指名型で、ノウハウのあるところで進めさせていたきたい。

(松井議長)

新しい事業なので透明性と公平性を確保するということを明文化してやっていかなければ批判は出てきます。

(場合村長)

透明性と公平性を確保したかたちでやらせていただければと思っています。何か問題があったら、その都度ご報告してご相談させていただきたいと思えます。

(松井議長)

問題があったら、その時点で直ちに会議開いて考えよう。

## 議員全員協議会 (十二月八日)

主な協議内容(質疑応答)

「平成二十八年留寿都村一般会計予算の補正について」

(秦議員)

人参ハーベスタの補助率が二分の一から三分の一に減となり利用者の負担が増えたが、村独自で補助する考えはないのか。

(合田産業建設課参事)

明日、利用組合の組合長が要望に来庁の予定ですので、それを踏まえて検討したい。

(藤田議員)

福祉灯油の三千円は少ない。もう少し出して良いのではないかと。

(場合村長)

この事業は灯油が高騰した部分を支援する仕組みです。今のやり方では激変緩和措置として支給するしかない。今後、別の方で検討する必要があると考える。

「地域おこし協力隊の募集について」

(浦城企画観光課参事)

有害鳥獣の協力隊を公募したが応募がなかった。当初、業務委託によりルズ産業振興公社に二名配置予定だったが、公社の経営自体が不安定であることから平成二十八年度の配置は見送る。また地域おこし協力隊は全国的に競争しており、月額十六万六千六百円での募集は無理であることから月額二十万に増額して募集したい。平成二十九年に観光・六次産業化担当も二名から四名に増員し、スクリーニング方式で人材育成を行い、道の駅での雇用等を考えている。

(場合村長)

食の開発等に関する募集で二年間誰も来なかった。発想を変えて取り組んでみようと考えたもの。

(浪越議員)

今度採用する人は六次産業を目指して独立する人を探すのか、それとも出来なくてもいいから連れてきて教えられる人を育てるために採用するのか。

(浦城企画観光課参事)

起業することが至上の命題だが、適性に合わせて育てていく必要があるとの考えです。

(浪越議員)

将来についてはどうなるか分からないが、とにかく留寿都で働かないかということか。将来に向かってある程度の保証がなければ来ない。強い意志で留寿都に残れば起業させてやるというぐらいでなければ来ないと思う。

(場合村長)

先進事例や成功事例を見ると最初に集団で入り、協力して競い合つて地域に定着しているといったのが多く、期待できると考えて方向転換してみようと思ったものです。募集は委託する事業者なので、採用時の適性チェックはかなり厳しいものと考えています。

(浪越議員)

交付税はどのくらいか。持ち出しがどれくらいになるのか積算していれば教えてほしい。

(浦城企画観光課参事)

報酬は年額二百万円までが交付税の算定に入るが、今は弾力的運用で四百万円の範囲であれば二百五十万円まで報酬に入れてよいことになっている。算定額二百万円で考えると四十万円が持ち出しとなる。今までのように手出しがなく算定の範囲でやるのは現実的に難しくなっているの、一定の負担は必要と考えている。

(藤田議員)

協力隊というからは即戦力でなければならぬ。こちらで教育してということになると協力隊とはならないと考える。

(場合村長)

即戦力が期待されるが、二回とも希望者がなかったことから、可能性のあるものを選び採用する考えである。

(岩田議員)

鳥獣駆除のハンターが見つかるまで、職員にハンターがいるので専従として配置できないか。

(長尾副村長)

現状として地元の猟友会と村職員と連携しながら対応している。検討は必要と考えるが、専従というのはそれだけ業務としているわけではないので難しい。

(岩田議員)

職員が少なく専従が無理というのであれば、それを補う職員を増やすことはできないのか。

(長尾副村長)

検討はしなければならぬと思うが、現実的にそのための職員を採用するというのは難しい。

(坂庭議員)

シカの被害やクマの目撃情報等に村として対策を取らなければならないと考える。

(場合村長)

考えられる手段を駆使して対応していかねばならないと考えている。

(本田議員)

村職員に村の地形等を熟知したハンターがいるので、その者に村内をパトロールしてもらい、空いたところに新採用を充てるのが一番安全で安心な方法と思うかがか。

(長尾副村長)

有害鳥獣で苦労している町村はたくさんあるが、職員に関する部分は非常に影響が大きいところなので、そのような対応をしている町村があるかどうかも含めて勉強する時間をいただき検討したい。

「北海道厚生農業協同組合連合会からの俱知安厚生病院の診療機能存続と財政支援に向けた要請について」

(佐藤保健医療課長)

俱知安厚生病院の赤字補填として平成二十一年度から羊蹄山麓七ヶ町村が北海道厚生農業協同組合連合会に財政支援しているもので、支援要請は、不採算部門(救急医療・小児科・産婦人科)

の赤字二億四千六百八十八万円のうち二億円で、本村は六百九十五万一千円。

(玉手議員)

支援することは良いが、医療診断の改善や医師や看護師の患者に対する誠意を持った対応を求めてほしい。支援に条件を付けることなども必要である。

(場合村長)

会議の場で意見を述べる。

〈議会・ひとくちメモ：条例の制定〉

条例の制定は、議会の基本的かつ重要な権限であり、必ず議会の議決を要することから、制定しようとする場合は、条例案を作成し議会へ提出しなければなりません。

- ① 議員
  - ② 議会の委員長
  - ③ 町村長
- に認められています。但し、それぞれに制限(提案できない事項)があります。

また、④住民に対しても条例の制定又は改廃に関する直接請求権を与えています。

住民が条例を制定し、又は改正し、あるいは廃止することが適当だと考える場合は、選挙権を有する者の、五十分の一以上の者の連署により、一定の手続きをとり、町村長に請求することが出来ます。

町村長は請求を受理した日から二十日以内に、意見を付けて議会へ提出しなければならぬことになっています。

## 【第4回定例会（12月15日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第5号	平成27年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定	原案認定
議案第6号	平成27年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第7号	平成27年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第8号	平成27年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第9号	平成27年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第11号	平成27年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定	
議案第12号	<p>平成27年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定</p> <p>平成27年度の各会計の歳入歳出決算については、平成28年9月21日に開催された第3回留寿都村議会定例会において、決算特別委員会を設置のうえ審査・検査を付託し、閉会中の継続審査としました。</p> <p>同委員会は議長と議員の中から専任された監査委員を除く7名をもって構成され、委員長に本田広司副議長、副委員長に坂庭進議員を選出し、平成28年11月18日に各会計の決算について審査しました。その結果、本田委員長から次の意見を付して「認定すべき」と決定した旨の報告があり、原案どおり認定されました。</p> <p>【委員長審査報告】</p> <p>財政に関する指数はいずれも良好な状態にあることを示しており、健全財政が堅持されている。</p> <p>また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により好評が義務付けられて健全化判断比率は基準を大きく下回っており、良好な財政状況にあることが認められる。引き続き、健全財政の堅持に努めながら、適切な施策の展開にあたられたい。</p> <p>なお、村税及び税外収入の未済額に対する徴収対策は、それぞれの所管課において十分な工夫と継続的な取り組みにより、苦慮しながらも完納、一部納付に至っているものも相当数見受けられたところであるが、負担の公平を確保する観点からも引き続き、粘り強く徴収にあたられたい。</p>	
議案第1号	留寿都村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	留寿都村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	留寿都村教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	留寿都村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	留寿都村農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	<p>平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第6号）</p> <p>予算現額に1,189万6千円を減額し、予算総額36億4,831万6千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 国庫負担金（障害者介護給付・訓練等給付国庫負担金）…………… 84万円追加</li> <li>国庫負担金（障害児入所給付費等国庫負担金）……………24万4千円減額</li> <li>国庫補助金（年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)</li> <li>給付金事業費補助金)…………… 93万円減額</li> <li>国庫補助金（年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の障害・遺族年金受給者向け）給付事業費補助金）…………… 132万円減額</li> </ul>	原案同意

	国庫補助金（社会資本整備総合交付金）	93万5千円減額
	道負担金（民生委員活動費等道費負担金）	6千円追加
	道負担金（障害者介護給付・訓練等給付費道負担金）	42万円追加
	道負担金（障害児入所給付費等道費負担金）	12万2千円減額
	道補助金（地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）(防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業)）	10万円減額
	道補助金（地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)（農業振興施設等整備事業)）	790万円減額
	寄附金（一般寄附金）	3,000万円追加
	基金繰入金（財政調整基金繰入金）	2,706万8千円減額
	基金繰入金（公共施設整備基金繰入金）	175万4千円減額
	基金繰入金（自ら考え自ら行う地域づくり基金繰入金）	300万円減額
	雑入（モーターサイクルスポーツイベント会場整備等費用借受者負担金）	38万9千円減額
	村債（村道三ノ原南一線南一線橋橋台補修事業債）	80万円追加
	村債（村道西ノ原洞爺線香川橋主桁補修事業債）	40万円追加
	村債（ロータリ除雪装置購入事業債）	60万円減額
・歳出	議会費（報酬ほか）	105万7千円減額
	総務管理費（社会保険料）	5万8千円追加
	総務管理費（消耗品費）	1,200万円追加
	総務管理費（通信運搬費ほか）	531万円追加
	総務管理費（ふるさと納税事務業務委託）	270万円追加
	総務管理費（ふるさと応援基金積立金）	999万円追加
	総務管理費（モーターサイクルスポーツイベント会場整備等業務委託）	38万9千円減額
	総務管理費（留寿都村公共施設等総合管理計画策定業務委託）	208万9千円減額
	総務管理費（留寿都村社宅建設促進事業補助金）	300万円減額
	総務管理費（生活路線維持事業補助金）	70万8千円追加
	総務管理費（通信運搬費）	1万1千円追加
	総務管理費（北海道自治体情報セキュリティクラウドサービス使用料）	96万4千円追加
	総務管理費（留寿都村学校給食センター光ケーブル接続工事）	95万1千円追加
	総務管理費（特別職給ほか）	1,588万8千円減額
	選挙費（留寿都村長選挙及び留寿都村議会議員補欠選挙委員報酬ほか）	60万円追加
	社会福祉費（民生委員活動費負担金）	6千円追加
	社会福祉費（年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)）	93万円減額
	社会福祉費（年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の障害・遺族年金受給者向け)）	132万円減額
	社会福祉費（福祉灯油等扶助費）	21万円追加
	社会福祉費(国民健康保険事業特別会計繰出金)	47万6千円減額
	社会福祉費（普通旅費）	1万6千円減額
	社会福祉費（北海道後期高齢者医療広域連合負担金）	252万2千円減額
	社会福祉費（介護サービス事業特別会計繰出金）	289万1千円減額
	社会福祉費（障害者自立支援給付費（介護給付費））	87万1千円追加
	社会福祉費（障害者自立支援給付費（訓練等給付費））	81万円追加



	<p>           児童福祉費(特例障害児通所給付費)……………48万7千円減額            保健衛生費(診療事業特別会計繰入金)…………… 34万8千円減額            保健衛生費(感染症予防事業費国庫補助金返還金)…………… 1千円追加            清掃費(一般廃棄物最終処分場進出水等調査業務委託)……………65万9千円減額            農業費(人参収穫機導入事業費補助金)……………790万円減額            商工費(手数料)……………28万1千円追加            商工費(ルスツ温泉配水管更新工事)……………72万8千円減額            道路橋りょう費(村道草刈業務委託)……………19万5千円減額            道路橋りょう費(村道区画線標示工事)……………111万8千円減額            道路橋りょう費(村道豊岡支線流末施設補修工事)…………… 5万3千円減額            道路橋りょう費(村道横町北四線路面等排水工事)…………… 9万7千円減額            道路橋りょう費(村道西ノ原洞爺線香川橋主桁補修工事)………25万2千円減額            道路橋りょう費(ロータリ除雪装置購入費)……………65万9千円減額            都市計画費(公共下水道事業特別会計繰入金)…………… 2万9千円減額            住宅費(村営住宅給湯器等取替工事)……………121万2千円減額            住宅費(村営住宅入居者移転補償金)…………… 40万円追加            住宅費(公営住宅耐力度調査業務委託)…………… 8万9千円減額            住宅費(公営住宅屋根・外壁等改修工事)……………152万円減額            消防費(羊蹄山ろく消防組合負担金)……………91万5千円減額            教育総務費(修繕料)…………… 20万円追加            教育総務費(教職員公宅外壁改修工事)……………51万1千円減額            高等学校費(修繕料)……………15万3千円追加            高等学校費(留寿都高等学校校舎ストーブ取替工事)…………… 27万円減額            保健体育費(村民水泳プール管理業務委託)…………… 31万9千円減額            保健体育費(村民総合運動場芝生管理業務委託)…………… 18万1千円減額         </p>	
議案第8号	<p> <b>平成28年度留寿都村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)</b>            予算総額9,511万4千円となりました。            ・歳入 国庫補助金(国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金)……47万6千円追加            一般会計繰入金(一般会計繰入金)…………… 47万6千円減額         </p>	原案可決
議案第9号	<p> <b>平成28年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)</b>            予算現額に29万2千円を追加し、予算総額5億33万5千円となりました。            ・歳入 雑入(公有物件建物災害共済金)…………… 29万2千円減額            ・歳出 総務管理費(一般職給ほか)……………256万1千円減額            維持修繕費(検満メーター取替工事)…………… 10万8千円減額            維持修繕費(向丘井戸水位計取替工事)…………… 29万2千円減額            維持修繕費(水道メーター購入費)…………… 25万7千円減額            基金積立金(簡易水道事業基金積立金)……………292万6千円追加         </p>	原案可決
議案第10号	<p> <b>平成28年度留寿都村診療事業特別会計補正予算(第2号)</b>            予算現額に34万8千円を追加し、予算総額1億1,316万9千円となりました。            ・歳入 一般会計繰入金(一般会計繰入金)…………… 34万8千円減額            ・歳出 総務管理費(一般職給ほか)…………… 34万8千円減額         </p>	原案可決
議案第11号	<p> <b>平成28年度留寿都村介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)</b>            予算現額に289万1千円を減額し、予算総額を1,494万円となりました。            ・歳入 一般会計繰入金(一般会計繰入金)……………289万1千円減額            ・歳出 総務管理費(一般職給ほか)……………289万1千円減額         </p>	原案可決
議案第12号	<p> <b>平成28年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)</b> </p>	原案可決

	<p>予算現額に2万9千円を減額し、予算総額1億1,424万7千円となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 一般会計繰入金（一般会計繰入金）…………… 2万9千円減額</li> <li>・歳出 総務管理費（一般職給ほか）…………… 2万9千円減額</li> </ul>	
議案第13号	<p><b>指定管理者の指定</b></p> <p>留寿都村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づいて議会の議決を得るもの。</p> <p>指定管理者となる団体 社会福祉法人 留寿都村社会福祉協議会</p> <p>指定の期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</p>	原案可決
発議第1号	<p><b>地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書</b></p> <p>国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう求めるもの。</p>	原案可決
発議第2号	<p><b>大雨災害に関する意見書</b></p> <p>本年の全道各地での災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、特段の配慮を要望するもの。</p>	原案可決
発議第3号	<p><b>J R北海道への経営支援を求める意見書</b></p> <p>地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう要望するもの。</p>	原案可決

## 【第7回臨時会（11月24日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	<p><b>平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第5号）</b></p> <p>予算現額に57万5千円を追加し、予算総額36億6,021万2千円となりました。</p> <p>（債務負担行為補正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事項 ふるさと納税事務委託</li> <li>・期間 平成29年度から平成29年度</li> <li>・限度額 寄附金総額の13%</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）…………… 57万5千円追加</li> <li>・歳出 小学校費（留寿都小学校屋内運動場ボイラー室アスベスト粉じん濃度測定等業務委託）…………… 28万2千円追加</li> <li>高等学校費（留寿都高等学校寄宿舎洗濯乾燥室アスベスト粉じん濃度測定等業務委託）…………… 29万3千円追加</li> </ul>	原案可決



## 議会に請願・陳情をされる方のために

### 【請願とは】

広く人々が、国又は地方公共団体等に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、或いはとらないよう希望し、申し出ることです。

法律的には、請願は、単に希望を述べる行為にとどまり、議会で請願が採択されたとしても、願意に沿った措置がとられるかどうかは、措置する権限を有する執行機関等が最終的にどう判断するかにかかっています。

### 【請願の形式と手続き】

請願書は、邦文で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載の上、押印します。そして、請願書の表紙に、紹介議員が署名又は記名押印をします。

### 【陳情とは】

国又は地方公共団体等に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のことです。

請願が憲法第16条により国民の基本的な権利の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為にすぎません。

陳情書の形式は、規定した条文はありませんが、「請願書の例による」と定められているので、請願書と同様ですが、紹介議員の署名等は必要としていません。

請願、陳情はいつでも受け付けておりますが、審査に時間を要する場合があります。その他詳細については、議会事務局にお問い合わせください。(☎46-3131内線221・222)



行事案内など、議長宛の文書は議会事務局へお届け願います。

# 行政視察研修

## ○期 日

平成28年11月28日（月）～12月1日（木）

## ○出席委員

（総務・民生常任委員）

委員長 坂庭 進  
副委員長 浪越 和一  
委員 玉手 保弘  
委員 松井 幸雄

（産業・建設常任委員）

委員長 秦 正樹  
副委員長 岩田 信雄  
委員 辻 憲一  
委員 本田 広司

## ○研修内容

### 【東京都奥多摩町】

#### 「奥多摩町における移住・定住施策について」

#### (1) 奥多摩町の現状・問題点

- ・出生数の低下（自然動態による減少）
- ・子どものいない地域(自治会)が増加
- ・平成27年度から中学校が1校に減少（統合）
- ・子育て家庭が減少（生産年齢人口の減少）
- ・活動できる人材の流出
- ・空き家などが増加

↓

- ・地域活力が低下（昔からの支え合いや伝統文化の継承が困難な地域が発生）
- ・空き家などの増加による防犯・防災力の低下

少子・高齢化対策を講じて、住民が生涯を通じて健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを行うため、また、住民が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを実現するために長期総合計画と連携し、奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略「元気づくり計画」を推進する。

#### 元気づくり計画の2つの柱

「活力ある地域づくりの推進！少子化対策の推進」

「住みたい方が住める町！定住化対策の推進」

#### (2) 子ども・子育て支援事業

経済的負担の軽減・健康に関わる不安の軽減・子育てに関わる不安の軽減

この助成制度は、住民税等を滞納している者や利用者負担額（保育料・育成料）、学校給食費、各種使用料等を滞納している者は受けられないことから、前納後に支給する。

#### ①不妊検査・不妊治療助成事業

不妊検査 50,000円／年を助成

不妊治療 150,000円／年を助成

#### ②不育治療助成事業

不育症治療 150,000円／年を助成

#### ③産後健康診査等充実事業

乳幼児1カ月検診の費用を含め 10,000円／回

#### ④インフルエンザ要望接種事業



研修の様子

満1歳以上19歳未満の子どもに 2,000円/回

⑤高校生等医療費助成事業

高校生などの子どものいる世帯の保護者を対象に 医療費の自己負担分全額を助成

⑥ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業

子ども一人につき、7,000円分の助成券を配付

⑦保育園保育料助成事業

第1子目からの利用者負担額（保育料）を全額助成

⑧入園・入学・進学支援事業

保育園入園者 10,000円を支援

小学校入学者 20,000円を支援

中学校入学者 40,000円を支援

高等学校等進学者 50,000円を支援

⑨中学校制服等支援事業

町立中学校に入学する保護者を対象に全額助成

⑩学校給食費助成事業

町立小・中学校の児童・生徒の給食費を全額助成

⑪高校生等通学定期代助成事業

高校生等電車・バス代等を全額助成（ただし、バスは町内に限る。）

⑫高校生等通学支援事業

タクシー 5,000円/年を助成（緊急時）

ガソリン代 5,000円/年を助成（ " ）

⑬学童保育会育成料助成事業

ひとり親家庭の1人目 半額助成

多子家庭の2人目 半額助成

ひとり親家庭の2人目以降 全額助成

多子家庭の3人目以降 全額助成

⑭ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業

500円×12ヶ月/世帯=6,000円を助成（ゴミ袋方式）

⑮多子家庭水道料金一部支援事業

1,000円×12ヶ月/世帯=12,000円を助成

(3) 住まいの施策

人口減少や転入人口の増加を図るために、町営若者住宅の新規建設や空き家調査・活用システムを新たに整備し、空き家を若者の定住対策に活用する。

①町営若者住宅の建設

若者限定調整住宅を整備（40歳以下の夫婦又は50歳以下の者で中学生以下の子どもがいる世帯）

平成27年度から毎年概ね10戸整備（5ヵ年で50戸）

②空き家調査・活用システム

定住サポーターが各自治会の空き家を調査するシステムを構築した。

定住サポーターは、地域（自治会）の定住促進などをお手伝いする町職員。

1自治会2名から4名。全体で43名。

現在（2016.9.1）の空き家440件。（調査待ち15件、土地のみ8件、土地・建物300件、建物のみ117件）

③奥多摩町空家等活用促進事業交付金

空き家を活用するために必要な経費（相続に係る費用・ゴミなどを処分する費用など）を助成するもの。

ア. 町に寄附する場合

1㎡ 10,000円を基準とし、2,000,000円を上限

イ. 若者用空き家バンクに登録する場合

1㎡ 10,000円を基準とし、500,000円を上限

45歳以下の夫婦又は50歳以下の方で子どもがいる世帯

ウ. 空き家バンクに登録する場合

1㎡10,000円を基準とし、100,000円を上限

④空き家等寄附物件の活用

町に寄附された空き家に15年間継続し、居住したものに住宅を無償で譲与します。

ア. 若者定住応援住宅（J R 青梅線5駅周辺地域）

イ. いなか暮らし支援住宅（J R 青梅線5駅周辺以外）

- ・40歳以下の夫婦又は50歳以下の方で中学生以下の子どもがいる世帯
- ・自治会に加入し、自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加すること
- ・土地および建物は現状での引き渡しになるためリフォームなどに係る経費などは定住者がすべて負担する。（町のリフォーム補助有）

⑤若者定住応援補助金

町内に住宅を新築、改築又は購入した若者や子育て家庭を対象に補助金及び利子補給を行う。

ア. 若者定住応援補助金（新築・改築）

住宅の購入・改築・増築・リフォームに最大200万円補助（事業費の2分の1を補助）

イ. 若者定住応援補助金（利子補給）

年額最大30万円（借入利率の2分の1）を36ヶ月給付

- ・45歳以下の夫婦、50歳以下の者で中学生以下の子どもがいる世帯、35歳以下の単身者

⑥定住相談窓口

若者定住化対策室

室長 1名、係長 1名（企画財政課企画調整係長兼務）、担当 1名

⑦少子化対策・定住化対策に係る費用（ソフト）

一般会計予算に占める割合は、約1.5%（9,300万円）

日本一の子ども・子育て支援策や若者定住対策が周知されることにより、奥多摩町のイメージがさらにアップし、定住する方が増加し、地域の元気が復活する。

- ・子育て家庭が地域に移住・定住  
↓
- ・高齢者の支え手が増加（高齢者対策）
- ・地域の担い手が増加（自治会員・消防団員の確保）
- ・子育て家庭が空き家・空き地を活用  
↓
- ・地域の防犯・防災対策の向上
- ・人口増加により、地域の元気が復活する。

【まとめと感想】

東京都の最西端に位置する奥多摩町は、東京都の面積の約10分の1を占めるが、そのうちの94%が森林であり、山がちな地形を特徴としている。多摩川の清流が東西に貫く、自然豊かなまちである。多摩川に沿うように、町の東端から中心部にかけてJ R 青梅線が走り、新宿から約2時間でたどりつけるアクセスの良さは奥多摩町の特徴となっている。

町では、安心・安全に子育てが行えるよう、15の子ども・子育て支援推進事業を独自に行っている。まちに2園ある保育園の保育料は第1子目から無料、子どもへの医療費も高校生まで全額を助成している。また、子どもが3人以上いる家庭を「多子家庭」と定義し、放課後児童クラブの利用に対する助成や水道料金の一部助成等を行っている。

奥多摩町には高校がないため、町外に通うことになる。子どもが高校生になると通学距離・時間が原因となって町を出ていく家庭もあることから、町では高校への通学定期代を全額助成している。加えて、基幹交通であるJ Rが止まってしまうと通学や帰宅が難しくなるため、通学時に利用したタクシー料金や自家用車で送迎した際のガソリン代の一部も助成している。

自然が豊かな環境で子育てをしたいという若者世帯をターゲットに、平成26年度から行っている「いなか

暮らし支援住宅」は、空き家を利用した定住促進、人口増に向けた施策である。寄附された空き家を町が整備し、15年以上住めば、住宅などは入居者に無償で譲与される。家賃は不要だが、固定資産税相当額等を毎年納める必要がある。ただし、15年以上定住した場合は、定住祝金として相当額が交付される。

入居対象者は、町外や町内の借家に暮らす40歳以下の夫婦、若しくは中学生以下の子どもがいる50歳以下の世帯となっている。

町が子どもや若者に対する支援の充実を進める一方で、現状は人口の多くを高齢者が占めている。「子育てや定住化の支援に係る費用は高齢者に係る費用に較べればはるかに少額。町の方針として、地域条件に合った少子化対策や定住化に向けて若者を支援することが、地域を支える土台を作り、巡り巡って高齢者にも還元されるという考えのもと、様々な施策を行なっている。」とのことだった。

移住に当たって重要な一つとなるのは、生計を立てるための仕事があるかどうかだろう。奥多摩町は、少子高齢化の現状を見つめつつ、悲観をすることもなく、的確な対策を考え、打ち出している。

【埼玉県川越市】  
小江戸「蔵の街」散策



川越時の鐘

【群馬県神流町】  
「小規模自治体だからこそ実現可能な自治のあり方について」

#### (1) 子育て支援

- ・子育て世帯支援金  
養育における経済的負担の軽減並びに健全育成に資するため、保護者に対して支給する。
  - ・出生時：第1子2万円、第2子4万円、第3子6万円、第4子以降10万円
  - ・小学校入学時：第1子2万円、第2子4万円、第3子6万円、第4子以降10万円
  - ・中学校入学時：第1子3万円、第2子6万円、第3子9万円、第4子以降15万円
  - ・中学校卒業時：第1子3万円、第2子6万円、第3子9万円、第4子以降15万円
- ・学校給食費助成金  
小中学校の児童及び生徒の保護者に対し、学校給食費の保護者負担分を助成する。
- ・保育料無料  
神流町民の保育所における保育の実施に係る保育料は無料。
- ・学童保育料補助  
神流町民の学童保育の実施に係る保育料は無料。
- ・奨学金貸与

#### (2) 空き家支援

- ・空き家情報（空き家バンク）  
町における空き家の有効活用、都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、賃貸又は売却等、所有者の希望に応じた空き家情報を町ホームページで提供する。
- ・結婚祝金の支給  
結婚後、町に永住する新婚カップルに祝い金として10万円を支給する。  
5年以上居住する見込みがあり、60歳未満で両者又は片方が初婚であることが条件。
- ・家賃補助  
世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が、町に定住するために借家に入居した場合、家賃（月額）から住宅手当等（月額）を控除した額の2分の1の額を上限1万円です3年間支給する。
- ・住宅資金利子補給  
町に居住するものが住宅を新築、増築または改築する場合の借入金に対し利子補給を行う。利子補給を行う対象資金の限度額は1,000万円とし借入利子の2分の1、年3.0パーセントを限度とした範囲で計算した額を5年間補給。
- ・通勤、通学費補助

町に居住し、町外に通勤又は通学する者に対し、通勤・通学等費用の一部を神流町商店連盟が発行する神流町商品券の交付により補助する。

- ・通勤等の距離が片道20km以上30km未満：月額3,000円相当分
- ・通勤等の距離が片道30km以上40km未満：月額4,000円相当分
- ・通勤等の距離が片道40km以上：月額5,000円相当分

### (3) 雇用の創出

#### ・産業振興支援補助

町の産業振興、地域の活性化、雇用の創出を図るため、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発、新産業創出等を目的とした事業に対して補助対象経費の2分の1以内（100万円を限度）を補助する。

- ・6次産業化事業
- ・新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業
- ・企業及び新産業・地域ブランド創出に係る事業
- ・食と農交流事業 など

#### 「施設見学（恐竜センター）」

日本で初めて恐竜の足跡化石が発見された神流町ならではの施設。自然史の学習だけでなく、化石発掘体験やレプリカ作製体験などができる。



恐竜センター

### 【まとめと感想】

神流町は、面積114.60km<sup>2</sup>、人口2,038人（平成28年10月31日現在）の東西に貫流する神流川を挟む山間の町で、周囲を山々に囲まれた急峻な地形にあり、町域の87%を森林が占めている。

町では若年層が進学や就職に併せて転出するというケースが多く、子どもとともに家族ごと都市部へ引越してしまうことが少なくなく、人口減少対策と地域活性化が喫緊の課題となっている。行政と住民、互いの顔が見えるからこそ、適正に運営できる行政サービスがある。「通年で人が集まるような取り組みが必要」という町長の言葉どおり、年間を通して様々なイベントが行われており、5月は神流川の上に800尾の鯉のぼりが翻る「鯉のぼり祭り」、夏は子どもから大人まで川遊びを楽しむことができる「神流の涼」、11月の「神流マウンテンラン&ウォーク」には700人余りの選手が参加し、冬はきらびやかなイルミネーションが神流川を彩る。

「人口1000人なっても維持できる町に」人口減少に対抗するため、町ではこれまで様々な施策を講じてきた。保育料無料、小中学校の給食費無料、医療費補助、卒業・入学時の祝い金など、子育て支援策を手厚くし、平成27年度からは町外へ通勤・通学する住民に神流町商品券を交付する補助事業も開始している。子育てしやすい制度を作るとともに、都市部への人口流出による社会減を緩和するという、両面の対応が求められているとのこと。

### 【群馬県富岡市】

#### 世界遺産「富岡製糸場」見学



富岡製糸場



## 議会は何をやっているのか

「議会は何をしている」「議員としての活動が見えない」などの住民の皆様からの声を受け止め、活動の様子をできるだけ詳細にお知らせしようと「議会だより」をお届けしています。

議会は自治体の条例や予算を決定する地方自治体の「意思決定機関」です。その性格上、行政のチェック機関としての役割を持ち、二元代表制の一翼を担っています。

また、議会は本来、条例の制定だけでなく、予算案の修正、契約や財産取得の承認などの強い権限を持っています。総合的な視点で政策を実現することができます。

執行機関である行政には、住民に対する執行責任（決められたことを効果的に進める責任）があり、意思決定機関である議会には議決責任があります。

行政は一人の首長を住民が選出するのに対し、議会は複数の議員を住民は選出します。その意味することは何か。それは複数の人が集まることの意味を考えればよいということになります。議論を尽くすことにより、その自治体における課題が何かを見出すことが出来ます。課題を解決する上での論点を明らかにすることも出来ます。何よりもそれぞれの論点に対する考えの幅を共有することも出来ます。

住民が首長と議会をそれぞれ選挙で選ぶということは、すなわち2つの意志が存在するということであり、この2つの意志には自ずと微妙なズレが生じます。このズレこそが二元代表制の優れた部分なのです。住民、行政、議会の3者は、健全な緊張関係を保ちながら、このズレの部分について議論をし、合意を形成していく必要があります。議案に対する反対意見があることは健全に民主主義が機能している証拠であり、そのほうが政策にいい緊張感が生まれます。

すべての議員は、首長部局の仕事をチェックする義務を負っています。条例を制定し、予算を議決し、その最終責任を負う立場です。議会が制定した条例を運用し、予算を正しく執行するのが首長です。

首長に求められる最大の仕事は、スタッフをきちんと動かす統治・執行能力です。

議会は、首長が役場を効率よく動かすことができているかどうか、予算は正しく執行されているかどうか、常に監視する義務を負っています。

あらためて議会の役割を考えると、民意を幅広く集め、政策立案につなげていく使命もあります。執行機関とは違った発想での政策を議会として作成するもう一つの役割です。議会が政策立案で執行部側と切磋琢磨することが理想であり、行政への監視機能だけでは不十分です。

こうした機能を果たすために求められる議員の資質は、議員個々が見識や自分の意見、政策、理念を持っていることを大前提とし、多様な意見に耳を傾けられ、冷静に話し合える器を持っていることが不可欠となるコミュニケーション能力です。異なる意見の持ち主ともきちんと議論ができる人でなければなりません。

議会は、「このまちを何とかしたい」「このまちに住む人々が、このまちに住んで良かったと思えるようなまちにしたい」と願って自ら名乗りを上げた者達の活動の場です。



# 議会日誌

## 11 月

- 4日 議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)  
後志広域連合議会定例会  
(倶知安町 議長出席)
- 8日 後志町村議会議長会中央要望  
(東京都 議長出席)  
後志町村議会議長会視察研修  
(南房総市 議長出席)  
全国議長大会 (東京都 議長出席)
- 11日 鹿追町議会行政視察対応  
(子どもセンター 議長出席)
- 14日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)  
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 18日 決算特別委員会 (村内 委員長ほか出席)  
議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 24日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)  
第7回留寿都村議会臨時会  
(村内 議長、各議員出席)
- 26日 ルスツリゾート安全祈願祭  
(ルスツリゾート 議長出席)
- 28日～12月1日  
行政視察 (東京都、群馬県 議長ほか出席)

## 12 月

- 8日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 12日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)
- 15日 第4回留寿都村議会定例会  
(議長、各議員出席)
- 26日 羊蹄山ろく消防組合第2回定例会  
(倶知安町 消防議員出席)  
留寿都村防犯協会歳末防犯巡視  
(村内 議長出席)

## 1 月

- 8日 平成29年留寿都村成人式  
(公民館 議長ほか出席)
- 11日 平成29年消防出初式  
(公民館 議長ほか出席)
- 12日～13日  
羊蹄山麓町村議会正副議長会定期総会  
(札幌市 正副議長出席)
- 16日 議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)
- 18日 平成29年留寿都商工会新年会  
(ルスツリゾート 議長出席)
- 24日 留寿都村身体障害者福祉協会定期総会  
(高齢者生活支援ハウス 議長出席)
- 26日 留寿都村遺族会定期総会  
(高齢者生活支援ハウス 議長出席)

## 編集後記

平成29年を迎え、今年は村長選挙、議会議員補欠選挙があります。また、IR、風力発電、交通弱者に対する交通手段の確保、議員定数の問題などたくさんの課題があり、ますます忙しい一年になると思います。

そんな中で、以前から計画していましたが、なかなか開催できなかった「議員懇談会」を開催することができました。20名の皆さんにお出でいただき、多くの貴重なご意見をいただきました。

「議会だよりが変わった」、「議員全員協議会の協議内容が掲載されていることは興味深い」、「是非、議員全員協議会も傍聴したい」など、これらのご意見をしっかり受け止め、前向きに検討していかなければならないと考えています。

また、議員定数についてもいろいろご意見をいただきました。過去の一部の議員の活動にもとづき、削減すべきとの厳しい意見もありましたが、議員定数を削減したら議会は変わるのでしょうか。定数という量の削減が、必ずしも議会・議員の質

の向上につながる訳ではありません。議員定数を削減した他町村の議員とも意見交換をさせていただき、メリット、デメリットを検証し、慎重に検討したいと思います。

これからどうしたら議会がより良いものになっていくのか、皆さんと共に考えていきたいと思えます。

皆さんの意見や行動で議会は変わります。今回の議員懇談会は、各議員の思いを十分伝えられなかったり、参加者の皆さんのご意見をお聞きすることができない面もありました。また懇談会を開催したいと思います。一人でも多くの皆さんとお話が出来たらと思いますので、是非、またご参加ください。

(岩田)

### 編集スタッフ

委員長	坂庭 進	委員	玉手 保弘
副委員長	秦 正樹	委員	岩田 信雄